

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る  
参加意思確認書の提出を求める公示**

令和6年5月28日

中国地方整備局 広島港湾空港技術調査事務所長 安達 崇

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、航行船舶の安全確保や海域環境の保全を図るための漂流ゴミの効率的な回収に必要となる、既存の漂流ゴミの予測シミュレーションの高度化について、領域モデルの統合、計算に必要なデータ取得の自動化等の検討を行い、より効率的な漂流ゴミの回収にむけた知見を得るものである。

本業務の実施にあたっては、十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している必要があることから、4.の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

(特殊な技術・手法等)

- 1) 瀬戸内海における漂流物の移動及び滞留場所に関する研究実績を有すること。
- 2) 海域における流動モデルと移動計算モデルを組み合わせた海洋流動シミュレーションモデルに精通していること。
- 3) 予測システムの改良において必要となる地形データ(対象領域の地形、水深)、流入河川データ(河川情報)を収集・保有する能力を有しているとともに、これを用いた予測の高度化を行う能力を有すること。

公募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している法人等(以下、「特定法人等」という。)との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

漂流ゴミの予測シミュレーションの高度化に関する研究委託

(2) 業務内容

- ① 計算領域統合の検討
- ② 計算パラメーター自動取得手法の検討

### ③境界条件等の設定の検討

#### (3) 履行期限

令和7年3月17日

#### 3. 業務目的

本業務は、航行船舶の安全確保や海域環境の保全を図るための漂流ゴミの効率的な回収に必要なものとなる、既存の漂流ゴミの予測シミュレーションの高度化について、領域モデルの統合、計算に必要なデータ取得の自動化等の検討を行い、より効率的な漂流ゴミの回収にむけた知見を得るものである。

#### 4. 応募要件

##### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中国地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

##### (2) 特殊な技術・手法等に関する要件

- ① 瀬戸内海における漂流物の移動及び滞留場所に関する研究実績を有すること。
- ② 海域における流動モデルと移動計算モデルを組み合わせた海洋流動シミュレーションモデルに精通していること。
- ③ 予測システムの改良において必要となる地形データ（対象領域の地形、水深）、流入河川データ（河川情報）を収集・保有する能力を有しているとともに、これを用いた予測の高度化を行う能力を有すること。

#### 5. 手続等

##### (1) 担当部局

〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-10-28 庁舎4階

中国地方整備局 広島港湾空港技術調査事務所 総務課

電話：(082) 250-1901 E-mail：hirogicho-soumu@mlit.go.jp

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年5月28日（火）から令和6年6月17日（月）まで（1）に同じ。

##### (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年6月17日（月）16時00分（1）に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

#### 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和6年7月16日(火)16時00分
- (4) 中国地方整備局(港湾空港関係)における令和5・6年度一般競争入札参加資格業者のうち「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない場合も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。